

平成26年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(平成26年度11月補正予算関係)

教育委員会

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満の四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成26年11月定例会 議案説明資料目次

教育委員会

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成26年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		教育環境課	2
		人権教育課	3
	2 歳入歳出事項別明細書		4~5
	3 継続費に関する調書		6
	4 債務負担行為に関する調書		7~9

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第12号	鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について	高等学校課 文化財課 博物館	10~15
第17号	財産の取得(青谷上寺地遺跡保存用地)についての議決の一部変更について	文化財課	16
第23号	鳥取県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について	教育総務課	別冊

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	平成25年度鳥取県継続費精算報告書について	教育環境課 特別支援教育課 社会教育課	17~19
第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成26年10月22日専決)	人権教育課	20
	(2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成26年10月22日専決)	人権教育課	21
	(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成26年10月22日専決)	人権教育課	22
	(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成26年10月22日専決)	人権教育課	23
第3号	長期継続契約の締結状況について	教育環境課 文化財課	24

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国 支 出	庫 金	起 債	そ の 他	
(一般会計)								
教育環境課	6,148,016	354,726	6,502,742	24,026	<181,400> 304,000		26,700	
人権教育課	703,553	2,000	705,553				2,000	
合計	72,097,833	356,726	72,454,559	24,026	<181,400> 304,000		28,700	県費負担額 210,100
(一般関係)								
教育環境課	県立学校耐震化推進事業費(非構造部材耐震対策事業費)							
人権教育課	奨学資金債権回収事業							

(注) 起債の上段< >書きは交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成26年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

教育環境課 (内線: 7507)

6目 教育財産管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立学校耐震化推進事業費(非構造部材耐震対策事業費)	16,755	354,726	371,481	24,026	<181,400> 304,000		26,700	県費負担額 208,100
トータルコスト	19,851	355,500	375,351	(補正に係る主な事業内容)				
従事する職員数	0.4人	0.1人	0.5人	工事内容の調整、契約事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な教育環境の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県立学校等の安全確保を図るため、屋内運動場等(体育館、柔剣道場等)の非構造部材について耐震対策工事(落下防止対策)を行う。

(実施設計に要する費用は平成26年度当初予算で措置済み: 16,755千円)

2 事業内容

屋内運動場等非構造部材の耐震対策工事

- ・ 吊り天井の撤去
- ・ 照明器具の補強、LEDへの取替
- ・ バスケットゴールの補強
- ・ 窓ガラスの改修、飛散防止対策 など

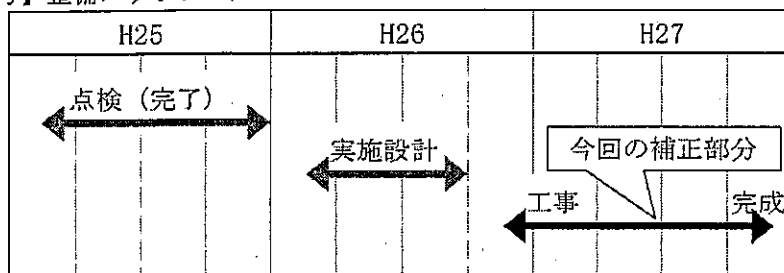
<事業費> ※平成26年度から平成27年度継続事業 (単位: 千円)

区分	H26	H27	計
工事費	354,726	532,088	886,814

<対象施設>

施設種別	高等学校	特別支援学校	社会教育施設	計
棟数	53棟	13棟	2棟	68棟

【参考】整備スケジュール



3 これまでの取組状況

平成25年度 屋内運動場等非構造部材の耐震点検を実施した。

平成26年度 耐震対策に必要な設計業務を実施している。

(注) 起債の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成26年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

人権教育課（内線：7516）

7目 育英奨学事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
奨学資金債権回収事業	8,126	2,000	10,126				2,000	
トータルコスト	15,865	2,000	17,865	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人	-				
工程表の政策目標（指標）	安全・安心な教育環境の整備							

事業内容の説明

1 事業の概要

○債権回収会社（サービサー）への困難案件委託（継続・増額）

- ・回収困難債権、長期にわたる未納債権等について、債権回収を専門にする業者に回収業務を委託している。
- ・今年度の債権回収業務の委託については、8月から委託を開始したが、予定以上に回収が進んだため、予算額が不足する見込みである。契約期間が年度末までであることから委託を継続し、引き続き債権の早期回収を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	補正前	今回補正	計
債権回収会社への委託	2,000	2,000	4,000
納付勧奨専門員の配置等	6,126	-	6,126
合計	8,126	2,000	10,126

<参考：債権回収会社の回収（委託）実績>

年 度	委託債権		回収実績		回収率	成功報酬 [委託料]
	人数(人)	金額(千円)	人数(人)	金額(千円)		
H21	30	8,560	23	2,136	24.9%	482,407円
H22	103	35,505	46	4,542	12.8%	1,120,878円
H23	142	41,455	53	3,034	7.3%	757,750円
H24	157	45,116	57	2,374	5.3%	572,595円
H25	141	29,888	45	3,184	10.7%	785,628円
H26	347	79,241	57	7,060	8.9%	1,601,205円

※H26は、9月末までの実績

平成26年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	10 款 教育費								
	うち教育委員会								
							1 項 教育総務費		
節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,673,861		1,673,861	1,673,861		1,673,861	294,273		294,273
2 給 料	27,186,436		27,186,436	27,186,436		27,186,436	476,783		476,783
3 職 員 手 当 等	17,375,312		17,375,312	17,375,312		17,375,312	427,856		427,856
4 共 済 費	9,348,854		9,348,854	9,348,854		9,348,854	203,608		203,608
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	91,624		91,624	91,624		91,624	91,624		91,624
7 賃 金	34,267		34,267	34,267		34,267	5,493		5,493
8 報 償 費	163,603		163,603	163,603		163,603	89,704		89,704
9 旅 費	624,229		624,229	624,229		624,229	324,331		324,331
費用 弁 償	29,638		29,638	29,638		29,638	18,774		18,774
普 通 旅 費	517,388		517,388	517,388		517,388	253,250		253,250
特 別 旅 費	77,203		77,203	77,203		77,203	52,307		52,307
10 交 際 費	360		360	360		360	360		360
11 帯 用 費	1,232,716		1,232,716	1,232,716		1,232,716	772,387		772,387
12 役 務 費	254,202		254,202	254,202		254,202	150,597		150,597
13 委 託 料	5,311,839	2,000	5,313,839	5,305,971	2,000	5,307,971	732,075	2,000	734,075
14 使用料及び賃借料	1,486,634		1,486,634	1,486,634		1,486,634	1,318,226		1,318,226
15 工 事 請 負 費	4,937,894	354,726	5,292,620	4,641,904	354,726	4,996,630	2,998,124	354,726	3,352,850
16 原 材 料 費	6,624		6,624	6,624		6,624			
17 公 有 財 産 購 入 費	79,651		79,651	79,651		79,651			
18 備 品 購 入 費	345,268		345,268	345,268		345,268	113,948		113,948
19 負 担 金 補 助 金 及 び 交 付 金	1,086,739		1,086,739	1,086,739		1,086,739	698,914		698,914
20 扶 助 費	130,855		130,855	130,855		130,855	130,705		130,705
21 貸 付 金	672		672	672		672	672		672
22 補 償 及 び 賠 償 補 填 金	174,991		174,991	174,991		174,991			
23 償 還 金 利 子 料 及 び 割 引	73,153		73,153	73,153		73,153	73,153		73,153
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金	251,222		251,222	251,222		251,222	250,368		250,368
26 寄 付 金									
27 公 課 費	522		522	522		522	464		464
28 繰 出 金	528,163		528,163	528,163		528,163	528,163		528,163
予 備 費									
計	72,399,691	356,726	72,756,417	72,097,833	356,726	72,454,559	9,681,828	356,726	10,038,554
財 源									
財 源 庫 支 出 金	11,121,922	24,026	11,145,948	11,121,922	24,026	11,145,948	618,197	24,026	642,223
地 方 債	1,590,000	304,000	1,894,000	1,590,000	304,000	1,894,000	1,507,000	304,000	1,811,000
内 ぞ の 他	7,221,445		7,221,445	7,142,822		7,142,822	1,062,364		1,062,364
一 般 財 源	52,466,324	28,700	52,495,024	52,243,089	28,700	52,271,789	6,494,267	28,700	6,522,967

平成26年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目							
		6目 教育財産管理費			7目 育英奨学事業費		
節 別		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	7,884		7,884	10,835		10,835
2	給 料						
3	職 員 手 当 等						
4	共 済 費	1,235		1,235	1,685		1,685
5	災 害 補 償 費						
6	恩 給 及 び 退 職 年 金						
7	貸 金						
8	報 償 費						
9	旅 費	3,330		3,330	472		472
	費 用 弁 償	270		270	82		82
	普 通 旅 費	3,060		3,060	390		390
	特 別 旅 費						
10	交 際 費						
11	需 用 費	124,121		124,121	1,048		1,048
12	役 務 費	4,553		4,553	887		887
13	委 託 料	304,867		304,867	4,313	2,000	6,313
14	使 用 料 及 び 貸 借 料	434,533		434,533	397		397
15	工 事 請 負 費	2,998,124	354,726	3,352,850			
16	原 材 料 費						
17	公 有 財 産 購 入 費						
18	備 品 購 入 費	579		579			
19	負 担 金、補 助 金 及 び 交 付 金	1,623		1,623	67,324		67,324
20	扶 助 費						
21	貸 付 金				672		672
22	補 償、補 填 金 及 び 賠 償						
23	償 還 金、利 子 料 及 び 割 引				73,153		73,153
24	投 資 及 び 出 資 金						
25	積 立 金				368		368
26	寄 付 金						
27	公 課 費	402		402			
28	繰 出 金				528,163		528,163
	予 備 費						
計		3,881,251	354,726	4,235,977	689,317	2,000	691,317
財 源	国 庫 支 出 金	2,849	24,026	26,875	14,282		14,282
	地 方 債	1,507,000	304,000	1,811,000			
	そ の 他	663,231		663,231	79,756		79,756
	一 般 財 源	1,708,171	26,700	1,734,871	595,279	2,000	597,279

継続費につき前年度の前年度の前年度の支出額、前年度末までの支出額又は支出額の  
見込み及び当該年度の支出額並びに事業の進行状況等に関する調書

追加

款	項	事業名	全体計画										継続費の 総額に対 する進捗 率			
			年度	年割額	左の財源内訳						前年度未 までの支 出(見込) 額	当該年度 支出予定 額		当該年度 末までの 支出予定 額	翌年度以 降支出予 定額	
					特定財源			一般財源								
		国庫支出金			地方債		その他						%			
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校等非構造部材 耐震対策事業費	26	354,726	24,026	304,000			26,700		354,726	354,726			40.0	
			27	532,088	12,382	480,000			39,706				532,088			60.0
			計		886,814	36,408	784,000			66,406		354,726	354,726		532,088	100.0



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成26年度 県立特別支援学校清掃業務委託	95,676			平成27年度から 平成29年度まで	95,676					95,676
平成26年度 県立特別支援学校 通学バス運行管理業務委託	164,056			平成27年度	164,056					164,056
平成26年度 皆生養護学校 通学バス運行管理業務委託	24,456			平成27年度から 平成28年度まで	24,456					24,456
平成26年度 皆生養護学校 通学バス賃借料	9,420			平成27年度から 平成31年度まで	9,420					9,420
平成26年度 教育センター一清掃等業務委託	18,624			平成27年度から 平成29年度まで	18,624					18,624
平成26年度 教育センター一消防設備 保守点検業務委託	399			平成27年度から 平成29年度まで	399					399
平成26年度 教育センター一機械警備業務委託	389			平成27年度から 平成29年度まで	389					389
平成26年度 教育センター一昇降機 保守点検業務委託	195			平成27年度から 平成29年度まで	195					195

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成26年度 教育センター電気工作物 保安業務委託	895			平成27年度から 平成29年度まで	895					895
平成26年度 教育情報ネットワーク機器賃借料	95,443			平成27年度から 平成32年度まで	95,443					95,443
平成26年度 青少年社会教育施設給食業務委託	31,209			平成27年度から 平成29年度まで	31,209					31,209
平成26年度 青少年社会教育施設清掃業務委託	8,754			平成27年度から 平成29年度まで	8,754					8,754
平成26年度 図書館清掃業務委託	14,592			平成27年度	14,592					14,592
平成26年度 図書館廃棄物処理業務委託	492			平成27年度から 平成29年度まで	492					492
平成26年度 図書館空調設備保守点検業務委託	10,656			平成27年度から 平成29年度まで	10,656					10,656
平成26年度 図書館警備等業務委託	15,819			平成27年度から 平成29年度まで	15,819					15,819
平成26年度 山陰道「鳥取西道路」 受託築橋調査業務費	5,181,771			平成27年度	5,181,771					5,181,771

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成26年度 博物館設備保守点検業務委託	10,857			平成27年度から 平成29年度まで	10,857					10,857
平成26年度 博物館庭園管理業務委託	5,733			平成27年度から 平成29年度まで	5,733					5,733
平成26年度 博物館清掃業務委託	21,788			平成27年度から 平成28年度まで	21,788					21,788
平成26年度 博物館機械警備業務委託	650			平成27年度から 平成31年度まで	650					650
平成26年度 博物館湖山倉庫機械警備業務委託	455			平成27年度から 平成31年度まで	455					455
平成26年度 山陰海岸学習館消防設備 保守点検業務委託	141			平成27年度から 平成29年度まで	141					141
平成26年度 山陰海岸学習館機械警備業務委託	465			平成27年度から 平成31年度まで	465					465
平成26年度 学校保健教育指導費	15,098			平成27年度	15,098					15,098

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について (鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 高等学校等就学支援金の支給限度額を勘案するとともに、受益と負担の公平確保を図るため、通信制の課程の授業料について、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 通信制の課程の授業料を1単位につき年額336円(現行310円)に引き上げる。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、平成27年4月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>※国において、公立高等学校に係る授業料を不徴収とする制度を廃止し、就学支援金を支給する制度へ一本化され、平成26年度入学生から、学年進行で一定の所得以上の世帯の生徒への授業料の徴収が再開された。 (平成26年3月までの入学生は不徴収を継続)</p> <p>※平成26年4月、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則が改正され、通信制課程の就学支援金の支給限度額は年額336円と示された。</p>

鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(授業料等の額) 第3条 授業料、入学料及び入学選 hands 手数料の額は、次のとおりとする。					(授業料等の額) 第3条 授業料、入学料及び入学選 hands 手数料の額は、次のとおりとする。				
区分		金額			区分		金額		
		授業料（年額）	入学料	入学選 hands 手数料			授業料（年額）	入学料	入学選 hands 手数料
県立高等学校	略	1 単位につき	480円		県立高等学校	略	1 単位につき	480円	
	通信制の課程	き <u>336円</u>				通信制の課程	き <u>310円</u>		
2 略					2 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年3月31日に県立高等学校の通信制の課程に在学していた者でこの条例の施行の日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、改正後の鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

条例名等	鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について (鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、体験学習室の使用料の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 体験学習室1の使用1時間につき240円(現行 400円)(暖房又は冷房を使用したときにあっては、300円(現行 500円)に改める。 (2) 体験学習室2の使用1時間につき150円(現行 260円)(暖房又は冷房を使用したときにあっては、180円(現行 325円)に改める。</p> <p>3 施行期日 平成27年4月1日</p>

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第7条関係) 1 体験学習室1 使用1時間につき <u>240円</u> (暖房又は冷房を使用したときあつては、 <u>300円</u> ) 2 体験学習室2 使用1時間につき <u>150円</u> (暖房又は冷房を使用したときあつては、 <u>180円</u> ) 3 略 備考 略	別表(第7条関係) 1 体験学習室1 使用1時間につき <u>400円</u> (暖房又は冷房を使用したときあつては、 <u>500円</u> ) 2 体験学習室2 使用1時間につき <u>260円</u> (暖房又は冷房を使用したときあつては、 <u>325円</u> ) 3 略 備考 略

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条  
例  
名  
等

鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について  
(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

提  
出  
理  
由  
及  
び  
概  
要

1 提出理由

受益と負担の公平の確保を図るため、博物館内展示室等の使用料の改正を行う。

2 概 要

下表のとおり、展示室等の使用料の額を行政財産使用料の引下げに準じて引き下げる。

区 分		金 額	
		改正後	現 行
第1展示室	1日につき	13,300円	22,140円
	半日につき	6,650円	11,070円
	1時間につき	1,660円	2,760円
第2展示室	1日につき	13,300円	22,140円
	半日につき	6,650円	11,070円
	1時間につき	1,660円	2,760円
第3展示室	1日につき	10,380円	17,280円
	半日につき	5,190円	8,640円
	1時間につき	1,300円	2,160円
講堂	1日につき	5,320円	8,840円
	半日につき	2,660円	4,420円
	1時間につき	660円	1,100円
会議室	1時間につき	270円	450円

3 施行期日

平成27年4月1日



鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																															
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）																															
1・2 略		1・2 略																															
3 展示室等使用料		3 展示室等使用料																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1展示室</td> <td>1日につき <u>13,300円</u></td> </tr> <tr> <td>半日につき <u>6,650円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2展示室</td> <td>1日につき <u>13,300円</u></td> </tr> <tr> <td>半日につき <u>6,650円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3展示室</td> <td>1日につき <u>10,380円</u></td> </tr> <tr> <td>半日につき <u>5,190円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">講堂</td> <td>1日につき <u>5,320円</u></td> </tr> <tr> <td>半日につき <u>2,660円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間につき <u>270円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	第1展示室	1日につき <u>13,300円</u>	半日につき <u>6,650円</u>	第2展示室	1日につき <u>13,300円</u>	半日につき <u>6,650円</u>	第3展示室	1日につき <u>10,380円</u>	半日につき <u>5,190円</u>	講堂	1日につき <u>5,320円</u>	半日につき <u>2,660円</u>	会議室	1時間につき <u>270円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1展示室</td> <td>1日につき <u>22,140円</u></td> </tr> <tr> <td>半日につき <u>11,070円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2展示室</td> <td>1日につき <u>22,140円</u></td> </tr> <tr> <td>半日につき <u>11,070円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3展示室</td> <td>1日につき <u>17,280円</u></td> </tr> <tr> <td>半日につき <u>8,640円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">講堂</td> <td>1日につき <u>8,840円</u></td> </tr> <tr> <td>半日につき <u>4,420円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間につき <u>450円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	第1展示室	1日につき <u>22,140円</u>	半日につき <u>11,070円</u>	第2展示室	1日につき <u>22,140円</u>	半日につき <u>11,070円</u>	第3展示室	1日につき <u>17,280円</u>	半日につき <u>8,640円</u>	講堂	1日につき <u>8,840円</u>	半日につき <u>4,420円</u>	会議室	1時間につき <u>450円</u>
区分	金額																																
第1展示室	1日につき <u>13,300円</u>																																
	半日につき <u>6,650円</u>																																
第2展示室	1日につき <u>13,300円</u>																																
	半日につき <u>6,650円</u>																																
第3展示室	1日につき <u>10,380円</u>																																
	半日につき <u>5,190円</u>																																
講堂	1日につき <u>5,320円</u>																																
	半日につき <u>2,660円</u>																																
会議室	1時間につき <u>270円</u>																																
区分	金額																																
第1展示室	1日につき <u>22,140円</u>																																
	半日につき <u>11,070円</u>																																
第2展示室	1日につき <u>22,140円</u>																																
	半日につき <u>11,070円</u>																																
第3展示室	1日につき <u>17,280円</u>																																
	半日につき <u>8,640円</u>																																
講堂	1日につき <u>8,840円</u>																																
	半日につき <u>4,420円</u>																																
会議室	1時間につき <u>450円</u>																																
備考		備考																															
1 略		1 略																															
2 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、この表に定める使用料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料を加算する。この場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。		2 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、この表に定める使用料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料を加算する。この場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1展示室</td> <td>1時間につき <u>1,660円</u></td> </tr> <tr> <td>第2展示室</td> <td>1時間につき <u>1,660円</u></td> </tr> <tr> <td>第3展示室</td> <td>1時間につき <u>1,300円</u></td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>1時間につき <u>660円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	第1展示室	1時間につき <u>1,660円</u>	第2展示室	1時間につき <u>1,660円</u>	第3展示室	1時間につき <u>1,300円</u>	講堂	1時間につき <u>660円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1展示室</td> <td>1時間につき <u>2,760円</u></td> </tr> <tr> <td>第2展示室</td> <td>1時間につき <u>2,760円</u></td> </tr> <tr> <td>第3展示室</td> <td>1時間につき <u>2,160円</u></td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>1時間につき <u>1,100円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	第1展示室	1時間につき <u>2,760円</u>	第2展示室	1時間につき <u>2,760円</u>	第3展示室	1時間につき <u>2,160円</u>	講堂	1時間につき <u>1,100円</u>												
区分	金額																																
第1展示室	1時間につき <u>1,660円</u>																																
第2展示室	1時間につき <u>1,660円</u>																																
第3展示室	1時間につき <u>1,300円</u>																																
講堂	1時間につき <u>660円</u>																																
区分	金額																																
第1展示室	1時間につき <u>2,760円</u>																																
第2展示室	1時間につき <u>2,760円</u>																																
第3展示室	1時間につき <u>2,160円</u>																																
講堂	1時間につき <u>1,100円</u>																																
3 略		3 略																															

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

件名	財産の取得 (青谷上寺地遺跡保存用地) についての議決の一部変更について																									
提出理由	<p>1 提出理由 次のとおり財産を取得することについての議決 (平成21年1月27日議決) の一部を変更することについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要 次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分 (以下「変更部分」という。) を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。</p>																									
及	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変 更 後</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変 更 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1 財産の内容</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">種 類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか<u>90</u>筆</td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td><u>75,760.48</u>平方メートル</td> </tr> </table> </td> <td style="border: 1px solid black;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">種 類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか<u>81</u>筆</td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td><u>73,635.74</u>平方メートル</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 相手方 鳥取市 個人 ほか<u>52</u>名</td> <td>2 相手方 鳥取市 個人 ほか<u>47</u>名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 取得予定価格 <u>1,039,270,488</u>円</td> <td>3 取得予定価格 <u>981,600,318</u>円</td> </tr> </tbody> </table>		変 更 後	変 更 前	1 財産の内容		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">種 類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか<u>90</u>筆</td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td><u>75,760.48</u>平方メートル</td> </tr> </table>	種 類	土地	所在地	鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか <u>90</u> 筆	数 量	<u>75,760.48</u> 平方メートル	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">種 類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか<u>81</u>筆</td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td><u>73,635.74</u>平方メートル</td> </tr> </table>	種 類	土地	所在地	鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか <u>81</u> 筆	数 量	<u>73,635.74</u> 平方メートル	2 相手方 鳥取市 個人 ほか <u>52</u> 名		2 相手方 鳥取市 個人 ほか <u>47</u> 名	3 取得予定価格 <u>1,039,270,488</u> 円		3 取得予定価格 <u>981,600,318</u> 円
変 更 後	変 更 前																									
1 財産の内容																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">種 類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか<u>90</u>筆</td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td><u>75,760.48</u>平方メートル</td> </tr> </table>	種 類	土地	所在地	鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか <u>90</u> 筆	数 量	<u>75,760.48</u> 平方メートル	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">種 類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか<u>81</u>筆</td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td><u>73,635.74</u>平方メートル</td> </tr> </table>	種 類	土地	所在地	鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか <u>81</u> 筆	数 量	<u>73,635.74</u> 平方メートル													
種 類	土地																									
所在地	鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか <u>90</u> 筆																									
数 量	<u>75,760.48</u> 平方メートル																									
種 類	土地																									
所在地	鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか <u>81</u> 筆																									
数 量	<u>73,635.74</u> 平方メートル																									
2 相手方 鳥取市 個人 ほか <u>52</u> 名		2 相手方 鳥取市 個人 ほか <u>47</u> 名																								
3 取得予定価格 <u>1,039,270,488</u> 円		3 取得予定価格 <u>981,600,318</u> 円																								
概																										
要																										

平成25年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	実績										比率				
				全休計					実績					年次繰越 支出済額 の差	左の財源内訳			一般財源
				左の財源内訳		左の財源内訳		左の財源内訳		左の財源内訳		左の財源内訳			左の財源内訳			
				年次額	特定財源	地方債	その他	一般財源	支出済額	特定財源	地方債	その他	一般財源		国庫支出金	特定財源	地方債	
			24	859,915,000		371,000,000		488,915,000	619,158,850	257,000,000		362,158,850	240,756,150	114,000,000		126,756,150		
			25	1,229,788,000		524,000,000	537,600,000	168,188,000	981,625,116	389,000,000	452,738,000	139,887,116	248,162,884	135,000,000	84,862,000	28,300,884		
			計	2,089,703,000		895,000,000	537,600,000	657,103,000	1,600,783,966	646,000,000	452,738,000	502,045,966	488,919,034	249,000,000	84,862,000	155,057,034		
			24	38,388,000				38,388,000	11,840,350			11,840,350	26,547,650			26,547,650		
			25	7,657,000				7,657,000	29,013,050			29,013,050	△ 21,356,050			△ 21,356,050		
			計	46,045,000				46,045,000	40,853,400			40,853,400	5,191,600			5,191,600		
			24	35,709,000				35,709,000					35,709,000			35,709,000		
			25	89,360,000				89,360,000	95,267,550			95,267,550	△ 5,907,550			△ 5,907,550		
			計	125,069,000				125,069,000	95,267,550			95,267,550	29,801,450			29,801,450		
			24	36,204,000				36,204,000	25,510,000			25,510,000	10,694,000			10,694,000		
			25	84,473,000				84,473,000	83,609,150			83,609,150	863,850			863,850		
			計	120,677,000				120,677,000	109,119,150			109,119,150	11,557,850			11,557,850		

平成25年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画 内 訳				実 績				比 較									
				年間額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年別額と支出済額の差	左の財源内訳			一般財源					
					国庫支出金	特定財源	一般財源		国庫支出金	特定財源	一般財源		国庫支出金	特定財源	一般財源						
																	地方債	その他	地方債	その他	地方債
10 教育費	1 教育総務費	鳥取県立中央工芸高等学校 鳥取県立中央工芸高等学校 鳥取県立中央工芸高等学校 鳥取県立中央工芸高等学校 鳥取県立中央工芸高等学校 鳥取県立中央工芸高等学校	24	15,470,000	14,000,000	1,470,000		15,470,000		15,470,000	14,000,000	1,470,000		15,470,000	14,000,000	1,470,000		1,470,000			
			25	23,206,000	20,000,000	3,206,000	37,891,250	37,891,250	14,000,000	22,421,250	14,685,250	6,000,000	22,421,250	22,421,250	14,685,250	6,000,000	22,421,250	22,421,250	1,736,000		
			計	38,676,000	34,000,000	4,676,000	37,891,250	37,891,250	14,000,000	22,421,250	1,470,000	784,750	20,000,000	22,421,250	22,421,250	1,470,000	20,000,000	22,421,250	3,206,000		
			23	197,416,000		197,416,000					197,416,000									197,416,000	
			24	199,802,000		199,802,000	344,742,300	344,742,300			344,742,300					344,742,300				144,940,300	
			25	13,593,000		13,593,000	15,036,552	15,036,552			15,036,552					15,036,552				1,443,552	
	計	410,811,000		410,811,000	359,778,852	359,778,852			359,778,852					359,778,852				51,032,148			
	4 高等学校費	7 1 鳥取県立中央工芸高等学校 鳥取県立中央工芸高等学校 鳥取県立中央工芸高等学校 鳥取県立中央工芸高等学校 鳥取県立中央工芸高等学校 鳥取県立中央工芸高等学校	7 1 鳥取県立中央工芸高等学校 鳥取県立中央工芸高等学校 鳥取県立中央工芸高等学校 鳥取県立中央工芸高等学校 鳥取県立中央工芸高等学校 鳥取県立中央工芸高等学校	23	39,698,000		39,698,000	20,064,100	20,064,100						20,064,100				19,633,900		
				24	240,765,000	205,000,000	35,765,000	157,919,600	157,919,600			82,845,400	205,000,000			157,919,600	205,000,000			122,154,600	
				25	15,058,000		15,058,000	64,783,650	64,783,650			64,783,650				64,783,650				49,725,650	
				計	295,521,000	205,000,000	90,521,000	242,767,350	242,767,350			52,753,650	205,000,000			242,767,350	205,000,000				152,246,350
				24	15,921,000		15,921,000	14,095,750	14,095,750			1,825,250				14,095,750				1,825,250	
25				19,816,000		19,816,000	19,326,800	19,326,800			489,200				19,326,800				489,200		
計	35,737,000		35,737,000	33,422,550	33,422,550			2,314,450				33,422,550				2,314,450					



件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について</p> <p>(平成26年10月22日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 請求の相手方 兵庫県川西市 個人1名（借受者）</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

件名	議会の委任による専決処分の報告について (2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成26年10月22日専決)		
提出理由	1 提出理由 (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者（借受者）に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (2) 訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。		
概要	2 概要 (1) 和解の要旨		
	区 分	訴 訟 の 概 要	和 解 の 概 要
	相手方	兵庫県川西市 個人1名 (借受者)	同左
	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。
	額	未返還金全額	同左
	返還方法	一括返還	① 相手方は、108,934円（内訳 進学奨励資金の未返還額 104,000円、支払督促申立手続費用 3,434円、追納手数料 1,500円）を平成26年12月から全額返還するまでの間、連帯して毎月初日までに40,000円ずつ（最終支払月にあっては28,934円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、80,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
概要	(2) 和解の理由 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。		

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について  (平成26年10月22日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 請求の相手方  東伯郡琴浦町 個人2名（借受者及び連帯保証人）</p> <p>(2) 請求の趣旨  鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針  第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>



件名	議会の委任による専決処分の報告について （4）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について （平成26年10月22日専決）		
提出理由	1 提出理由 （1）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者（借受人及び連帯保証人）に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 （2）訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。		
概要	2 概要 （1）和解の要旨		
	区 分	訴 訟 の 概 要	和 解 の 概 要
	相手方	東伯郡琴浦町 個人2名 (借受者及び連帯保証人)	同左
	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求めめる。	未返還金を分納する。
	額	未返還金全額	同左
	返還方法	一括返還	① 相手方は、連帯して400,603円（内訳 進学奨励資金の未返還額393,587円、支払督促申立手続費用5,016円、追納手数料2,000円）を平成26年11月から全額返還するまでの間、連帯して毎月月末までに15,000円ずつ（最終支払月にあつては10,603円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、30,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
概要	（2）和解の理由 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。		

長期継続契約の締結状況について

報告第3号  
[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	埋蔵文化財センター	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	357,696	平成26年10月1日 ～平成29年9月30日	鳥取県埋蔵文化財センター青谷調査室
2	鳥取工業高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	1式	鳥取市片原一丁目114番地 尾脇電機株式会社	702,432	平成26年10月1日 ～平成30年9月30日	鳥取県立鳥取工業高等学校